
保 健 相 談

動 向

労働者を取り巻く環境は、年々厳しくなっている。一般定期健康診断結果の有所見率は、25年度統計で53.0%と増加し続けている。又、自殺者は3万人を下回ったものの、職業生活等に関して強い不安やストレスを感じる労働者が6割を占め、仕事によるストレスが関係した精神障害の労災請求は高止まりである。厚生労働省の、労働者健康状況調査によれば、メンタルヘルス対策に取り組んでいる中小規模事業場は低下傾向にある。

第12次労働災害防止計画の中でも力を入れる方針であり、27年度12月には新たにストレスチェック制度が施行される。そのために健診機関としての準備をするとともに、企業や自治体など各種団体の健康管理に携わり、心身両面の健康保持増進、疾病予防、悪化防止、疾病管理などの専門的支援を行った。

1. 保健相談事業（表は166ページに記載）

保健相談事業は①産業保健、②健康管理型メンタルヘルス、③特定保健指導の3事業を軸に展開している。各事業は契約形態により、関わり方に特徴を持っている。

（総合サービス 年間契約）専任保健師を決め、事業場の産業医、衛生管理スタッフらと、連携を取りながら産業保健全般を継続的に支援している。

（部分サービス 短期契約）業務委託内容にあわせ健診事後の保健指導や集団健康教育、ストレス調査、健診時全員面接、特定保健指導等を部分的に支援している。

（個人契約）個人での希望相談や、外来を活用したメンタルヘルス相談などがある。

（その他）外来での二次健診の含まれた保健指導や外来医師からの指示で行う保健指導などがある。

（1）産業保健

事業場毎の産業保健活動全般への支援を行っている総合サービス（年間契約）の業務は、職場巡回、安全衛生計画立案への協力、健康診断事後措置等の保健相談、従業員の心身両面からの不調者への対応、過重労働者の職場・労働環境の変化に対する個

別のセルフケア支援および組織へのアプローチ等で、主に産業看護職を設置していない中小事業場への支援を行っている。またメンタルヘルスについては事例発生時に産業医と連携し優先的に対応するよう支援している。その他、支援内容は多様化しており、事業場担当者や優先順位を決め対応している。

産業看護職を設置している大中規模事業場においても、産業保健の部分的サービスを提供している。

（2）健康管理型メンタルヘルス

産業保健活動の中でも、特にメンタルヘルスを中心とした活動要望がある。当協会は職域のほか、地域自治体・個人を対象に「健康管理型メンタルヘルス」事業として展開している。出張型や協会来所型がある。個人への予防の知識の普及や、メンタルヘルス不調者への対応、復職支援など一次予防から、三次予防まで取り組んでいる。その他ストレス調査票を活用した健診時面接、うつ病の早期発見による構造化面接や、ライフサポートクリニックによる個別対応を実施している。

（3）特定保健指導

医療保険者の要望により、巡回型、協会来所型、人間ドック当日実施型等、多様な形で実施している。また問題や課題には、医療保険者や事業場と協議して進めている。

2. 健康増進活動

THP事業として保健師、医師、運動指導士、管理栄養士と連携して、個別に合わせた健康づくりの支援をしている。今年度は契約がないが、産業保健や、特定保健指導でも健康づくりの考え方を導入して、全員面接による保健指導等で活動している。

3. 施設内保健相談

営業時間内は、いつでも電話での保健相談が受けられるよう体制をつくっている。また、外来を活用して、生活習慣病予防に重点を置いた保健指導や栄養指導、メンタルヘルスの保健相談も行っている。

関係の集計表は162頁に掲載
